

周防大島町告示第79号

平成22年第4回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成22年12月2日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成22年12月9日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君	杉山 藤雄君
神岡 光人君	新山 玄雄君
平野 和生君	魚原 満晴君
今元 直寛君	広田 清晴君
安本 貞敏君	尾元 武君
中村 美子君	中本 博明君
魚谷 洋一君	平川 敏郎君
松井 岑雄君	
久保 雅己君	布村 和男君
小田 貞利君	荒川 政義君

12月16日に応招した議員

同上

12月17日に応招した議員

同上

応招しなかった議員

平成22年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成22年12月9日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成22年12月9日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第8 議案第2号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第3号 平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第4号 平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第5号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第6号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第13 議案第7号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第8号 平成22年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第9号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第10号 周防大島町CATV加入促進事業基金条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町外国語活動推進事業基金条例の制定について
- 日程第18 議案第12号 周防大島町しまとぴあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務

組合規約の変更について

- 日程第23 議案第17号 周防大島町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第24 議案第18号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第25 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の「岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報の交換を通して、最良策を構築すべく調査研究」の期限の延期の件について
- 日程第26 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の件について
- 日程第27 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第28 地域活性化特別委員会に付託中の「元気にこここで21世紀にはばたく先進の島」に向けての調査・研究の件について（委員会報告）
- 日程第29 地域活性化特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 同意第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第2号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第3号 平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第4号 平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第5号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第6号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第7号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第8号 平成22年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第9号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第10号 周防大島町CATV加入促進事業基金条例の制定について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町外国語活動推進事業基金条例の制定について

- 日程第18 議案第12号 周防大島町しまとぴあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第13号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更の変更について
- 日程第23 議案第17号 周防大島町過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第24 議案第18号 周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について
- 日程第25 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の「岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報の交換を通して、最良策を構築すべく調査研究」の期限の延期の件について
- 日程第26 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の件について
- 日程第27 議会広報編集特別委員会の設置について
- 日程第28 地域活性化特別委員会に付託中の「元気にこここで21世紀にはばたく先進の島」に向けての調査・研究の件について（委員会報告）
- 日程第29 地域活性化特別委員会の設置について

出席議員（19名）

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
9番 安本 貞敏君	10番 尾元 武君
11番 中村 美子君	12番 中本 博明君
13番 魚谷 洋一君	14番 平川 敏郎君
15番 松井 岑雄君	17番 久保 雅己君
18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
20番 荒川 政義君	

欠席議員（なし）

欠 員（１名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	木元 真琴君	議事課長	中尾 豊樹君
書記	中村 和江君	書記	林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者				石原 得博君
総務部長	中野 守雄君	産業建設部長	嶋元 則昭君
健康福祉部長	田村 敏範君	環境生活部長	松井 秀文君
久賀総合支所長	山本 定雪君	大島総合支所長	川元 文雄君
東和総合支所長	菊本 雅喜君	橘総合支所長	八幡 清治君
会計管理者兼会計課長				北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長	...	河村 常和君
総務課長	西本 芳隆君	財政課長	奈良元正昭君
政策企画課長	星出 明君	健康増進課長	東原 平典君
公営企業局総務課長	...	藤田 隆宏君	公営企業局財政課長	...	村岡 宏章君

午前 9 時 30 分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。本日は御出席をいただき、ありがとうございます。

ただいまから平成 22 年第 4 回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、17 番、久保雅己議員、18 番、

布村和男議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る12月1日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月17日までの9日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から12月17日までの9日間とすることに決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年9月議会以降の諸般について御報告いたします。

まず、本議会に提出されました文書等については、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（9月・10月・11月実施分）及び定期監査（9月・10月・11月実施分）の結果の報告についてと、教育委員会より「平成22年度教育委員会の点検・評価報告書」が提出されましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

請願、陳情・要望等については、陳情・要望3件の提出がありました。

陳情・要望10号「TPP交渉参加反対に関する緊急要請」について、及び陳情・要望11号「福祉医療助成制度を元の無料に戻すことを要請」することについて並びに陳情・要望12号「平成23年度市町予算編成に際しての商工会助成について」は、皆様には既にお届けしておりますとおりの議員配布といたします。

次に、系統議長会関係では、11月5日、山口市において山口県町議会議長会定例会が開催され、平成23年度事業計画等について協議がなされました。来年2月に正式に決定次第、議員各位にお知らせいたしたいと存じます。

続きまして、11月17日、東京・NHKホールにおいて、全国941の町村議会から関係者1,700余名が一堂に会し、「真の分権型社会の創造をめざして」をメインテーマに第54回・全国町村議会議長全国大会が開かれ、出席をいたしました。大会では、「地域主権改革の実現」、「町村税財源の充実強化」、「医療保険制度の抜本的見直し」、「森林資源の保全」の4項目に関する特別決議を採択し、盛会裏に大会を終えました。

また、前日の16日には、第29回離島振興市町村議会議長全国大会に出席をし、「離島の振

興に関する要望促進」を柱とした、離島への手厚い対策をあらゆる角度から推進すべくことを求め、また我々関係議会人が、個性豊かな活力ある島づくりの実現を目指し、決意を新たにさらに精進することを誓い合っていました。

次に、柳井地区広域市町議会議長会の臨時総会が文書持ち回り決済により行われ、23年度の事業計画については、第12回目となります議員研修会を来年7月26、27日いずれかの実施予定を取り決め、研修の内容につきましては、当会事務局に一任といたしました。続いて、町人会等関係では、9月26日の近畿東和会へ小田貞利議員が、10月17日の東京東和町人会へは新山玄雄議員が、11月7日の近畿大島会へは広田清晴議員が、そして、12月2日の東京大島郡人会へは、（布村和男議員、神岡光人議員、田中隆太郎議員、平野和生議員と私、荒川政義）の6名の議員が出席をいたしました。

それぞれの会におきまして、会員との情報交換と親睦の和を広め、深め合う、それぞれの語らいの中から、ふるさとに対する熱い思いと寄せる期待の大きさに、島を守る我々の責任の重大さを肝に銘じたことと存じます。関係議員の皆様大変、御苦労様でした。

また、今後予定されております町人会関係についての出席について、今定例会最終日に御議決をいただく予定にしております。

最後になりましたが、総務文教、民生、建設環境の各常任委員会から、それぞれ実施いたしました行政視察研修の報告書が提出されております。その写しをお手元に配布いたしておりますので、御高覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より、行政報告及び議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。平成22年第4回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年末の御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り厚くお礼申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案等につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、諮問、同意各1件、補正予算に関するもの9件、条例の制定3件、条例の一部改正3件及び市町総合事務組合理約の変更、過疎地域自立促進計画の策定、指定管理者の指定についてであります。

諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。平

成23年3月31日をもって任期満了となります、人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の御意見を求めるものであります。

同意第1号は、周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任つき同意を求めることについてであります。本年12月15日をもって任期満了となります、周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議会の御同意をお願いするものであります。

議案第1号は、平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ192万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147億9,103万8,000円とするものであります。

議案第2号は、平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ666万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,347万6,000円とするものであります。

議案第3号は、平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ28万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,944万7,000円とするものであります。

議案第4号は、平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ504万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,494万9,000円とするものであります。

議案第5号は、平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ51万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,958万9,000円とするものであります。

議案第6号は、平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ248万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,835万円とするものであります。

議案第7号は、平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ270万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,603万6,000円とするものであります。

議案第8号は、平成22年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,944万8,000円とするものであります。

議案第9号は、平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)についてであります。収益的支出を8,161万5,000円減額し、47億1,845万8,000円とし、資

本的収入を4億670万円減額し、29億180万円、資本的支出を5億7,519万3,000円減額し、31億800万5,000円とするものであります。

議案第10号は、周防大島町CATV加入促進事業基金条例の制定についてであります。現在整備中のCATVの加入に当たり、町民の負担を軽減し、定住促進にも資することを目的に、加入負担金に対して一定の助成を行うこととし、その財源を確保するために基金を造成するものであります。

議案第11号は、周防大島町外国語活動推進事業基金条例の制定についてであります。小学校学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度からの本格的な英語授業の開始に備え、将来的には英語指導助手を2名に増員することを目的に、再編交付金を活用して基金を造成するものであります。

議案第12号は、周防大島町しまとぴあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

大島病院の新築により、訪問看護事業が大島病院へ移転をしたことに伴いまして、保健福祉総合センターとしては、補助対象資産の目的外施設となるためこれを廃止し、新たに条例を制定するものであります。

議案第13号は、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、議案第14号は、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、議案第15号は、周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。周防大島町下水道使用料検討協議会において、慎重に御審議いただいた答申書の内容を踏まえ種々検討した結果、公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業の各特別会計の健全化に向けて、この度使用料金の改定をお願いするものであります。

議案第16号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合規約の変更についてであります。平成23年4月1日より、山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に萩市が加入することに伴い、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第17号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の策定についてであります。平成17年度から平成21年度までの後期対策に続き、平成27年度までの過疎地域自立促進特別措置法の失効期限延長を受け、計画を策定したものであります。

議案第18号は、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてであります。本施設については、指定管理者を指定して運用を行うものであります。公募により選定した結果を踏まえ、「瀬戸内海リゾート株式会社」を指定管理者に指定するものであります。

それでは、この際、行政報告を申し上げます。

最初に、町営西ヶ原住宅用地所有権移転登記手続請求訴訟についてであります。

本件は、平成19年に御議決を賜り、平成21年7月8日に山口地方裁判所岩国支部へ訴訟提起いたしましたものでありますが、9回の公判を経て、平成22年9月27日に町の請求を認める判決が言い渡され、相手方の控訴もなく10月27日に判決が確定いたしましたので、その概要について報告いたします。昭和52年に当時の久賀町土地開発公社が、町営住宅建設用地として購入した土地の一部の、「大字椋野字西ノ原2157番1」及び「同2157番5」の土地について、町への所有権移転登記手続が行われていないことが、平成17年2月に判明をいたしました。その後、当該手続について数回にわたり相手方との交渉に当たりましたが、合意が得られず、やむを得ず訴訟提起に至ったものであります。本件土地は、昭和52年8月9日に当時の久賀町土地開発公社が、当時の登記名義人との売買契約締結により先行取得し、その後公社から久賀町が購入取得して、他の購入土地とともに町営住宅建設用地として造成したものであります。その用地に町営住宅2棟を昭和52年度中に建設、一部供用開始し、残りの2棟を昭和53年度中に建設、供用開始しており、その後、現在まで継続的に利用しているものであります。

このことから、本件土地を土地開発公社が先行取得した昭和52年8月9日以降、既に20年以上(33年)が経過しており、町は土地を時効取得している、これは民法第162条第1項の規定によりますが、時効取得しているとして、現在の登記名義人及び購入当時の登記名義人の相続人らに対しまして、所有権移転登記手続を請求したものであります。

判決内容につきましては、土地については合併前の久賀町時代において、土地開発公社による昭和52年8月9日からの占有を承継し、以後、現在に至るまで土地を占有継続しており、占有開始時から20年以上が経過しており、町が本件土地を時効取得したことは明らかであるとして、町の請求を全面的に認め、相手方に対して、昭和52年8月9日時効取得を原因とする、所有権移転登記手続を命じたものであります。

よって今後、この判決をもってすみやかに土地の面積・境界を確定して、粛々と登記手続を行いたいと考えております。

なお、課税誤りによる固定資産税の還付金につきましては、現在再度手続を行っております。

次に、指定管理施設に係るモリタリングマニュアルについてであります。

指定管理施設の公募施設につきましては、今年度から2期目を向かえ、今後の指定管理制度の充実のために、10月にモリタリングマニュアルを作成いたしました。

指定管理施設については、指定管理者の経営ノウハウを生かしたサービス向上や経費節減を期待するものの、一方では私物化的傾向を防いで「公の施設」としての節度も求められるところがあります。

今回、モリタリング、要するに監視、観察という意味ではありますが、そのマニュアルを作成し、

書類審査に加え、各施設において従来からも行っておりましたが、発注者側の立ち入りの機会を増やし、施設管理の更なる適正化を意図したもので、その際の際の要領を定め、制度化を図るものがあります。

現指定管理者にとっては立ち入りにより、管理が適正に行われていることの資料ともなるプラス面もありますので、これにより、両者の信頼関係の向上も期待するもので、今後の指定管理制度の更なる充実を図ろうとするものであります。

以上で、議案の概要につきまして御説明いたしました。詳しくはまた提案の都度、私なり関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ、慎重なる御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．諮問第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてであります。現人権擁護委員であります沖村吟峰氏の任期が平成23年3月31日をもって満了することに伴う、後任候補者の推薦につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、教育者としての長年の経験を有しておられ、教育のみならず人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの、河原光雄氏を推薦したいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。人格、識見ともに高く、人権擁護委員に適任でありますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、河原光雄氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、河原光雄氏を適任とすることに決定しました。

日程第6．同意第1号

議長（荒川 政義君） 日程第6、同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 同意第1号は、周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてであります。本年12月15日をもちまして任期となります竹本厚三氏、田中忠治氏、松井安雄氏を、周防大島町固定資産税評価審査委員会委員として再度任命をいたしたく、議会の御同意を求めるものであります。また現在委員であります山崎正實氏は合併前の平成10年10月から12年余りの長きにわたり、御尽力をいただいたところであります。来る12月15日をもちまして、その任期が満了いたします。ここに、同氏の御苦勞に感謝いたしますとともに、その御功績に対し、深く敬意を表するものであります。つきましては、後任の委員の任命を要するものであります。私といたしましては、周防大島町大字土居にお住まいの西本克也氏が適任であると考え、お諮りをする次第であります。同氏の経歴は、関係資料のとおりです。なお任期は、平成22年12月16日より、平成25年12月15日までの3年間です。

4氏とも温厚誠実な人柄、また、豊富な経験と識見をお持ちの方々であり適任と考え、地方自治法第423条第3項の規定に基づき、選任に当たりまして議会の御同意を賜りますようよろしくお願いをいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論は省略したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。起立による採決を行います。同意第1号周防大島町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、まず竹本厚三氏の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、竹本厚三氏の選任について同意することに決定しました。

続いて、田中忠治氏の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、田中忠治氏の選任について同意することに決定しました。

続いて、松井安雄氏の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、松井安雄氏の選任について同意することに決定しました。

続いて、西本克也氏の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、西本克也氏の選任について同意することに決定しました。

日程第7・議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第1号平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

補足説明を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、議案第1号平成22年度周防大島町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をいたします。

一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算から192万6,000円を減額し、予算の総額を147億9,103万8,000円とするとともに、債務負担行為の追加及び地方債の補正を行うものであります。

まず、歳入歳出予算補正につきまして御説明させていただきます。

11ページをお開き願います。歳入の1款町税1項町民税1目個人町民税は、景気後退の影響を受け、1,900万円の減額補正となっております。

11款分担金及び負担金3項分担金は、危険ため池整備に伴う、単県農山漁村整備事業分担金1万円を新規に計上いたしました。

13款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、障害者自立支援給付費の増に伴う、追加計上が主なものであります。

12ページをお願いいたします。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、再編交付金6,969万2,000円の追加計上であります。今回の補正で、今年度交付予定額、1億3,169万2,000円の計上となり、各事業への充当の調整を行っております。2目民生費国庫補助金は、介護基盤緊急整備等補助金576万9,000円の追加計上であります。

14款県支出金1項県負担金は、国庫負担金と同様に、障害者自立支援給付費負担金の追加計上であります。2項県補助金2目民生費県補助金は、油字母親クラブの解散に伴う、地域組織活

動育成費補助金の減額であります。3目衛生費県補助金は、国の補正予算に対応した、子宮頸がん等ワクチン接種、緊急促進臨時特例交付金、715万5,000円の新規計上であります。4目農林水産業費県補助金は、需要に応える園芸産地構造改革推進事業補助金から振り替えとなった樹園地園内道整備、及び新規の危険ため池整備に係る単県農山漁村整備事業補助金110万円、需要に応える園芸産地構造改革推進事業補助金に、干ばつ対策として100万円が追加交付されることとなりましたが、80万円が、単県農山漁村整備事業補助金へ振り替えとなったため、差引20万円の追加計上が主なものであります。

13ページの5目商工費県補助金は、緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金を1,100万円追加計上し、果樹産地再生緊急対策事業に充当するものです。3項県委託金は、参議院議員選挙委託金の減額、県議会議員選挙委託金の新規計上、国勢調査委託金の追加内示による計上であります。

15款財産収入は、この度新たに積立を行いますCATV加入促進事業基金、外国語活動推進事業基金の利子を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。17款繰入金は、財政調整基金を1,398万9,000円取り崩し、財源調整を行っております。また、CATV加入促進事業基金から、今年度予定分として350万円取り崩すこととしております。

19款諸収入4項雑入は、市町村振興協会からの国体関連施設整備助成金238万8,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金、過年度精算分1,808万9,000円の計上が主なものであります。

20款町債は、本年度の法改正により起債対象となりました、過疎対策事業債ソフト事業分3,000万円を計上し、CATV加入促進事業基金の財源としております。また、旧病院の解体及び駐車場整備を除く、大島病院移転新築事業分の合併特例債を、1億6,190万円減額しております。

続いて、歳出について御説明いたします。今回は一般会計並びに各特別会計におきまして、さきの臨時議会におきまして御議決をいただきました、人事院勧告に伴う給与改定、及び人事異動に伴う職員人件費の調整を行っております。人事異動が伴いますので、一般会計と公営企業会計を除く特別会計を合わせて申し上げますと、特別職、一般職を合わせて総額で4,451万7,000円の減額となっております。このうち、給与改定に伴うもので、2,525万9,000円の減額、早期退職、育児休業等によるものが1,925万8,000円の減額となっております。

それでは、職員人件費以外の主なものにつきまして御説明をいたします。

16ページをお願いいたします。1款議会費は、議会運営経費におきまして、議員期末手当の

支給率の減に伴う減額補正を行っております。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費では、一般行政経費の職員研修負担金を 5 0 0 万円減額いたしました。社会福祉協議会からの職員派遣が中止となったためであります。

1 7 ページから 1 8 ページの 2 目文書広報費は、6,364 万 8,000 円の追加補正であります。現在整備中の C A T V への加入促進を図るために、加入負担金に対し助成を行うこととし、その財源とするために C A T V 加入促進事業基金を 6,000 万円積み立てることいたしました。難視聴区域の方は自己負担が 5,000 円で加入可能になるように助成することとし、その他の方には、加入に際し 2 万円を助成することとしております。なお、本年度は難視聴区域の加入促進に鋭意取り組むこととし、これに要する補助金として 350 万円を計上しております。

5 目財産管理費は、再編交付金を活用し、外国語活動推進事業基金を積み立てるものであります。小学校学習指導要領の改訂に伴い、平成 23 年度から小学校においても外国語活動が開始されることに伴い、英語指導助手の充実を図るための基金であります。

7 目支所及び出張所費は、各支所経費において工事請負費、小規模施設整備事業補助金を増額し、住民要望に迅速に対応するものであります。また、各出張所経費におきまして、最低賃金の改定に伴い、非常勤嘱託員報酬の増額補正を行っております。

2 0 ページをお願いします。2 項徴税费 3 項戸籍住民基本台帳費は、職員人件費の調整であります。

2 1 ページの 4 項選挙費 2 目参議院議員選挙費は、選挙委託費の内定に伴う減額補正であります。

2 2 ページをお願いします。県議会議員選挙経費は、統一地方選挙の選挙期日が、明年 4 月 1 日告示、4 月 1 0 日投票と決定されましたので、その準備経費を計上するものであります。

2 4 ページをお願いいたします。5 項統計調査費は、国勢調査に係る委託費の追加交付に伴う、増額補正であります。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費は、社会福祉施設整備事業経費として、グループホーム「こすもす」及び「ひなたぼっこ」のスプリンクラー設置に対し、補助を行うものであります。275 平方メートル未満の施設も、補助対象とされたことによるものであります。

2 5 ページの 2 目障害福祉費は、平成 21 年度補助金精算に係る償還金の計上と、障害者自立支援給付費事業において、新規利用者の増、高額補装具の給付増等により、2,465 万 2,000 円を追加計上しております。3 目老人福祉費、2 6 ページの 4 目国民年金費は人件費の調整であります。

2 7 ページからの 2 項児童福祉費は、職員人件費の調整のほかに、油字母親クラブの解散に伴う母親クラブ補助金の減額、久美保育所、日良居保育所の施設修繕費などを計上しております。

30ページをお願いいたします。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、平成21年度保健事業費補助金等の償還金30万6,000円を計上いたしました。2目予防費は、予防接種事業に1,957万6,000円を追加いたしました。子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、中学1年生から高校1年生までの女子に3回接種、インフルエンザ菌B型ワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンにつきましては、0歳から5歳未満の乳幼児に年齢に応じ、1回から4回の接種を任意で行うものであります。いずれの接種も、国の補正予算で対応するものであり、自己負担はなく、国が45%、町が55%を負担し、平成23年度までの措置となっております。また、日本脳炎ワクチン接種者の増に伴う委託料をあわせて追加計上しております。

3目環境衛生総務費は、合併浄化槽設置補助金を2基分追加いたしました。安下庄地区及び和田地区の方に助成を行おうとするものであります。いずれも公共下水道又は農業集落排水の処理区域内ではありますが、管路敷設等の経費を考慮し、利用者の方との協議の結果、町単独で助成を行うものであります。

32ページをお願いいたします。2項清掃費は、職員人件費の調整のほかに、3目し尿処理費において、汚泥搬入量の増に伴い、し尿処理施設管理経費の脱水汚泥運搬・堆肥化委託料を増額するものであります。

33ページの5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、特産対策事業を400万3,000円増額いたしました。その内訳は、34ページの町単独で行うイノシシ被害防止のための防護柵等の設置に対する、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金150万円の追加をしております。また、本年夏の干ばつに伴う柑橘類の樹体回復のための液肥散布に対し、町と農協で助成を行う樹体回復緊急対策事業補助金250万3,000円を新規計上しております。なお、樹園地園内道整備につきましては、需要に応える園芸産地構造改革対策事業補助金から、単県農山漁村整備事業補助金に振り替えとなりましたので、その調整を行っております。中山間地域等直接支払事業は、事務費補助金の追加交付に伴う需要費の追加計上、農園施設管理経費は、賃金改定に伴う施設管理賃金の増額補正であります。

5目農地費は、35ページの単県農山漁村整備事業に55万円を新規計上し、西屋代、片山地区の危険ため池の改修を行うものであります。農地・水・環境保全向上対策事業は、対象面積の増加による負担金の追加であります。7目農村環境改善センター費は、蒲野農村環境改善センターの非常勤嘱託員報酬の追加及び空調機に係る修繕費の増額計上であります。

36ページをお願いします。2項林業費1目林業総務費は、イノシシ捕獲に係る有害鳥獣捕獲委託料を180万円増額し、捕獲頭数を当初予定の300頭から500頭にするものであります。また、猟友会に対し、捕獲用わなを購入する補助金として、44万8,000円を計上しております。3項水産業費は、職員人件費の調整であります。

37ページの6款商工費1項商工費1目商工総務費は、職員人件費の調整。38ページの2目商工業振興費、離島交通対策費は、笠佐航路の浮棧橋等の修繕費を追加計上いたしました。3目観光費は、先般チャレンジショップの出店者の募集を締め切ったところではありますが、応募者多数のため選考委員会により出店者の決定をすることとし、選考委員に対する報償費を計上いたしました。

39ページの7款土木費1項土木管理費は、人件費の調整であります。6項住宅費は、人件費の調整と西ヶ原住宅用地の時効取得裁判の結審により、当該用地の測量登記業務委託料を計上いたしました。

40ページをお願いいたします。8款消防費は、職員人件費の調整及び防火水槽設置、災害備蓄倉庫整備等の再編交付金による財源調整を行っております。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、41ページの教育総務経費において、町内小中学校の印刷機の更新に伴う借上げ料の追加、及び教職員住宅管理経費で、平野教職員住宅浴室修理に係る工事請負費を計上いたしました。

42ページをお願いいたします。2項小学校費は、各小学校の消防設備点検の結果を受けての修繕費の追加、城山小学校の漏水による光熱水費の追加計上であります。3項中学校費は、各中学校施設の修繕費、及び安下庄中学校の窓手摺設置に要する工事請負費の追加であります。4項社会教育費は、職員人件費の調整、賃金改定に伴う図書館等の臨時職員に係る賃金の追加、東和総合センターを初めとする各施設の修繕費の追加計上であります。

45ページをお願いいたします。5項保健体育費1目保健体育総務費は、職員人件費の調整と46ページの国体経費におきまして、国体の公式練習会場となります東和グラウンドの駐車場の舗装を行うものであります。市町村振興協会からの補助金を受けて実施いたします。2目体育施設管理費は、サザンセト大島少年サッカー大会の開催に向け、サッカーゴール2対を整備するとともに、総合体育館に設置しているトレーニング機器の修繕費の計上が主なものであります。3目学校給食費は、職員人件費の調整が主なものであります。

47ページの12款諸支出金1項繰出金は、各特別会計の補正予算に対応した繰出金の調整であります。公営企業局企業会計への繰出金は、大島病院の完成に伴い、旧病院の解体、駐車場整備を除いた工事請負費等に係る合併特例債分1億6,190万円の減額であります。

以上が、歳入歳出予算補正の概要であります。

続いて、7ページに返っていただきまして、債務負担行為の補正について御説明いたします。周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等指定管理料は、議案第18号でお諮りいたします同施設の指定管理者の指定に関連し、平成23年度から27年度までの5年間の指定管理料の限度額5,072万6,000円の債務負担行為を設定するものであります。

また、スクールバス棕野久賀線運行業務委託事業は、棕野小学校の統合に伴う明年4月からのスクールバス運行について、入札を実施するために420万円の債務負担行為を設定するものであります。なお期間は、他のスクールバス運行業務と委託期間の終期を同一にするため、平成23年度のための1年間としております。

8ページをお願いいたします。地方債の補正は、CATV加入促進事業基金へ充当する過疎対策事業債3,000万円の追加、及び大島病院分の合併特例債1億6,190万円の減額であります。

以上が議案第1号平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第4号)についての概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) まず、歳出のほうから質疑を行います。まず、町税についてであります。先ほど1,900万円の減額について報告があったんですが、実際的に景気悪化に伴う部分、それと、当初予算作成時点での人数と、当然補正時点での人数の変動、納税者変動があるというふうに思いますので、人数で答えていただきたいというふうに思います。

それと、2点目が、歳入のほうで聞いておきたいのが、先ほどケーブルテレビ事業について歳出のほうで補足説明があったかというふうに思いますが、今年度について350万円基金を取り崩す。補正ですから、今から繰り入れて、そして、同時に繰り出すと、取り崩すという補正になっているというふうに思うんですが、実際的に、この350万円は何世帯、先ほど5,000円にするために1世帯2万円というたのか、ちょっと聞き取りにくかったので、改めて世帯数と、それじゃあ具体的にどうなるのかという部分をゆっくり答弁を求めたいというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

それと、歳入のほうでもう一件聞いておきたいのが、財政調整基金今回取り崩す、新年度予算のときに一銭も取り崩さなかったというんで、胸を張っちゃったわけですが、今回取り崩しということではありますが、実際的に、取り崩した後の残高報告を求めたいというふうに思います。

それと、人勤実施に伴う影響ということで一括して述べられました。それで、実際的に影響が出るのが給料、手当等というふうに思っておりますが、その他、一般会計における影響は、全体で4,700万円ですか、実際的に一般会計でどの程度の額になるのかという報告を受けたいというふうに思います。

それと、人件費関係では、実際的に当初予定していた状況と、補正時点での状況とで、例えば目でいえば、蒲野保育所とか日良居保育所とか、人件費の当初と変動が目内であるというふうに

考えられます。一番最後は公民館費ではないかというふうに思いますが、それも、当初何人で予定しておいて、結果的に補正で何人対応という格好で、これはかなりその目の中であると思いますので、6件くらいあるんじゃないかと思しますので、その状況を報告していただきたいというふうに思います。

その他、歳出のほうで6,000万円基金を積みますというのがあります。それで、これが大体何世帯分に当たる、そして、幾らを目指しているという形で答弁をお願いしたいというふうに思います。これがケーブルテレビ部分であります。

次に、農地費以後に関する部分で、実際的にはイノシシ対策、先ほどありましたように、例えば、50%50%である部分がどの部分とか、利用者負担がどの部分であるかを含めて、実際に補助部分、それで、先ほど500頭という報告がありましたので、実際的な対策状況、補正の中で答弁をお願いしたいというふうに思います。

あと前後しますが、各総合支所分で実際に大きいのが、橋の総合支所部分で250万円の補助を予定されているというふうに思われますが、これは、水路、また道路部分何件というふうに見て補正を組まれたのかという部分の答弁を求めたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） まず、最初に町税のことですが、当初の人数とどういうふうに補正したのかということですが、まず普通徴収につきましては、当初3,300人を400人、人数減にしまして2,900人。給与特別徴収につきましては、当初3,100人を100人減にいたしまして3,000人。年金特別徴収につきましては、当初1,800人が、逆に200人増の2,000人でございます。これは、金額で1,900万円の減額ということでございます。

それと、ケーブルテレビ350万円の世帯ということですが、難視聴世帯の700世帯、民放難視聴世帯、いわゆる民放欠落世帯の70世帯の合わせて770世帯でございます。

それと、今回の人件費の関係で、一般会計のということですが、一般会計でいいますと、当初全体で23億5,029万9,000円のうち、今回の補正が3,078万7,000円でございます。補正後が23億1,951万2,000円となっております。

それと、各項目ごとの人数ということですが、変更があったとこの科目だけ、特別会計も含めて、一般会計だけでよろしいですか。わかりました。総務一般職が77人おりましたのが1名増、社会福祉関係が9名が1名減、蒲野保育所4名が1名増、日良居保育所が6名が1名減、保健衛生関係が10名でしたのが1名増、農地関係が6名が1名減、水産総務が7名が1名減で、この計で減1名でございます。教育委員会関係、社会教育が1名増、公民館が1名減、保

健体育が1名増、教育委員会関係が1名増でございます。ですから、先ほど相殺しまして人数の変動はなかったということでございます。

もう一件、CATVの全体の世帯ということでございますが、現在予定しておりますのは、先ほど言いました難視聴世帯700世帯、民放欠落世帯70世帯で、現在私どもとしては、来年7月までキャンペーンをやりますが、キャンペーン中の世帯を2,200世帯、キャンペーン終了後も500世帯ぐらい入っていただけるのではないかとということで、対象戸数は3,470世帯を見込んでおります。

議長（荒川 政義君） 星出政策企画課長。

政策企画課長（星出 明君） ケーブルテレビの初期導入費用で各世帯が負担する費用ですけども、アイ・キャンが提示しております難視聴地域の加入費用は6万5,000円です。その6万5,000円のうちに3万円ほど国庫補助金が出ます。2万8,000円ほどNHKからの助成が出ます。ですから、残りが7,000円になるわけですけども、その7,000円のうち2,000円を町から助成をして、最終的に個人に負担していただく金額が5,000円ということになります。

それから、民放欠落世帯、民放難視聴世帯へは、NHKからの助成は出ませんので、その部分を町からの助成にして、難視世帯と同様に、最終的には5,000円で加入ができるという形にしております。

一般の世帯は、初期導入費用、本来は6万7,200円です。それをアイ・キャンは、来年のアナログ停波までは、キャンペーン期間として3万7,200円と想定しております。それで、それに対して町が一戸当たり2万円を助成しまして、最終的に加入者の初期費用としては1万7,200円で加入ができるということにしております。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは、イノシシの対策についてと、捕獲の状況について御説明いたします。

イノシシの対策についての補助金でございますが、鳥獣被害防止施設等の補助事業として、電気柵とトタンの資材を補助対象としております。そして、採択の基準値が、柑橘、水稻等、そして、おおむね2アール以上、基準単価が10万円といたしまして、その中で上限が5万円となっております。今申請がありますのが、現時点で93件であります。主なものが、今の電気柵がそのうちの86名、トタンが7名となっております。

続きまして、捕獲の状況について報告いたします。捕獲につきましては、2カ月に1回集計をしております。今年度の捕獲実績につきましては、11月の末で296頭を捕獲しております。昨年度の同時期では140頭ございました。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 財政調整基金の残高の御質問でございますけども、今回の補正を踏まえての財政調整基金の残高が19億8,559万6,000円と見込んでおります。

議長（荒川 政義君） 八幡橋総合支所長。

橋総合支所長（八幡 清治君） 橋総合支所の工事請負費の250万円の内訳ということでございますが、道路補修が9件の155万円、側溝補修が2件の33万円、その他が4件の62万円、合計250万円の15件でございます。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） なければ質疑を終結いたします。

討論、採決は最終日といたします。

暫時休憩をします。40分まで。

午前10時28分休憩

.....
午前10時40分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8．議案第2号

日程第9．議案第3号

日程第10．議案第4号

日程第11．議案第5号

日程第12．議案第6号

日程第13．議案第7号

日程第14．議案第8号

議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第2号平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）から日程第14、議案第8号平成22年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） それでは、議案第2号平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、補足説明を行います。

特別会計予算書の1ページから御説明をいたします。

今回の補正は給与改定等に伴い人件費の調整を行うものです。まず、1ページ、本文で、既定の歳入歳出予算の総額から666万3,000円を減額し、総額を33億6,347万6,000円とするものです。

事項別明細書7ページをお願いいたします。まず、9款1項1目の一般会計繰入金を666万3,000円減額。それから、8ページの歳出でございますが、1款1項1目の一般管理費を342万6,000円減額、8款1項1目の特定健康診査等事業費を323万7,000円減額いたします。

以上で平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、議案第3号、11ページをお願いいたします。平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は給与改定等に伴い人件費の調整を行うものです。まず、本文で、既定の歳入歳出予算の総額から28万9,000円を減額し、総額を4億2,944万7,000円とするものでございます。

17ページをお願いいたします。歳入では、3款1項1目の事務費繰入金を28万9,000円減額、次の18ページの歳出では、1款1項1目の一般管理費を同じく28万9,000円減額いたします。

以上で、平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

それから、次に、議案第4号平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算につきまして、補足説明を行います。

19ページでございます。本文で、既定の歳入歳出予算の総額から504万1,000円を減額し、総額を31億5,494万9,000円とするものでございます。

事項別明細書の25ページをお願いいたします。歳入でございます。3款2項2目地域支援事業交付金は、介護予防特定高齢者施策事業の高齢者筋力向上トレーニング事業の賃金増額に伴うもので1万5,000円を増額いたします。

同じく、4款、それから5款の県支出金、それから、7款1項2目の地域支援事業繰入金につきましても、同様の理由でそれぞれ1万8,000円、それから、8,000円並びに8,000円を追加いたしております。

次に、7款1項3目のその他一般会計繰入金は509万円を減額いたします。内訳といたしまして、介護認定審査会分が83万1,000円を増額、通所型介護予防事業分を1万円を増額、それから、給与改定等の人件費部分を593万1,000円減額いたしております。

次に、歳出でございます。27ページをお願いいたします。1款1項1目の一般管理費は、人件費の調整として738万7,000円を減額いたしております。3項1目の介護認定審査会費83万1,000円の増額の内訳でございますが、介護認定調査員の賃金を64万円増、認定調査委託料を62万3,000円減額及び介護認定調査員との審査データのやり取りを、現在は通常の電話回線を利用しておりますが、これを高速のITを利用したものに変更することに伴う経費、この81万4,000円を追加するものでございます。

28ページ、4款1項1目の介護予防特定高齢者施策事業は、通所型介護予防事業の高齢者筋力向上トレーニング事業臨時職員雇用に伴う賃金5万9,000円の増額でございます。2項3目の地域包括支援センター運営事業につきましては、これは、人件費の調整として145万6,000円を増額するものでございます。

以上で平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

私からは以上でございます。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 私のほうから、議案第5号から議案第7号までについての補足説明をさせていただきます。

補正予算つづりの31ページをお願いいたします。まず、議案第5号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に51万6,000円を追加し、予算の総額を9億3,958万9,000円とするものであります。その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

37ページをお願いいたします。歳入についてであります。3款繰入金において、一般会計から51万6,000円を繰り入れての財源調整であります。

38ページの歳出であります。1款簡易水道費1項事務費1目総務費につきましては、職員人件費の調整並びに21年度分消費税申告納税額及び22年度中間申告予定納税額の確定による増額であります。

3款諸支出金1項償還金1目還付金でございますが、過年度分水道使用料の漏水による減額で、還付金の増額であります。

次に、議案第6号平成22年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算つづりの41ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に248万2,000円を追加し、予算の総額を5億1,835万円とするものであります。また、2条において地方債の補正を行うものであります。

49ページをお願いいたします。歳入につきましては、消費税確定申告による79万1,000円の減額及び平成21年度下水道事業債の額の確定に伴う平準化債の追加、並びに一般会計からの繰入金97万3,000円を繰り入れての財源調整であります。

50ページから歳出になります。1款公共下水費1項事務費につきましては、人件費の調整及び下水道使用料金改定に伴う経費の計上でございます。

51ページをお願いいたします。2項事業費1目維持管理費につきましては、東和片添浄化センターの汚泥ポンプ用の逆止弁、仕切弁の取替え修理、及び安下庄浄化センターのUPS、無停電電源装置の修理費の計上でございます。

2目公共下水事業費の設備経費は、安下庄供用開始地域における公共ますの新規の申し込みがあり、更新の追加並びに給与改定に伴う職員人件費の調整であります。

52ページをお願いいたします。3款諸支出金1項償還金1目還付金でございますが、過年度分水道漏水による下水道使用料の減額で還付金の増額であります。

次に、議案第7号平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

補正予算つづりの53ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額から270万7,000円減額し、予算の総額を2億9,603万6,000円とするものであります。また、2条により地方債の補正を行うものであります。

61ページをお願いいたします。歳入についてであります。日良居地区マンホールポンプ設置事業費の確定及び秋地区マンホールポンプ設置予定箇所における県砂防河川工事延期により、町工事ができなくなったため、下水道事業債、過疎債、それぞれ190万円の減額及び21年度下水道事業債の額の確定に伴う平準化債の追加、並びに一般会計繰入金39万3,000円を繰り入れての財源調整であります。

62ページをお願いいたします。歳出についてであります。1款農業集落排水費1項総務管理費につきましては、人件費の調整及び下水道使用料金改定に伴う経費の計上であります。2項事業費の公課費につきましては、消費税確定申告による21年度予定納税額が確定され、22年度分の中間納税額67万5,000円の追加計上でございます。

次に、2目農業集落排水事業費の設備経費においては、日良居地区新規申請による公共ます1カ所の設置経費の追加及び秋地区マンホールポンプの設置予定箇所における県砂防河川工事の22年度分の中止による設置工事費の減額でございます。

以上、議案第5号から議案第7号についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(荒川 政義君) 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 議案第 8 号平成 2 2 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして補足説明をいたします。

特別会計補正予算書の 6 5 ページをお願いいたします。今回の補正は、第 1 条により、既定の歳入歳出予算の総額から 5 0 万円を減額し、予算の総額を 7,944 万 8,000 円とするものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。7 1 ページをお願いいたします。

歳入につきまして、一般会計からの繰入金を 5 0 万円減額しております。

続いて、7 2 ページをお願いいたします。歳出につきましては、渡船会計の職員 5 名分について、給与改定に伴う人件費の調整として給料、職員手当等合わせて 5 0 万円減額しております。

以上が議案第 8 号平成 2 2 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）についての概要でございます。何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決をいただきますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第 2 号平成 2 2 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 3 号平成 2 2 年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 4 号平成 2 2 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 歳出のほうで聞いておきたいんですが、2 8 ページです。訪問調査審査 6 2 万 3,000 円減額、それで、セキュリティ配信サービス導入委託料 7 2 万 4,000 円、これ先ほど数字を聞きよったんですが、若干違うんじゃないかと思いますが、ちょっと再度確認したいと思いますので。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 先ほど申しました数字は、使用料 9 万円を足した数字でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 5 号平成 2 2 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 6 号平成 2 2 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 7 号平成 2 2 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第 8 号平成 2 2 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

以上で、議案第 2 号平成 2 2 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）から、議案第 8 号平成 2 2 年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第 1 号）までの質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第 1 5 . 議案第 9 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 5、議案第 9 号平成 2 2 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

補足説明を求めます。石原企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第 9 号平成 2 2 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 1 号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成 2 2 年度周防大島町公営企業局補正予算書の 1 ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正予算の内容といたしましては、給与改定等に伴う補正、大島病院移転新築工事の建築事業費の確定に伴う補正及び故障した大島病院のマルチスライス C T の更新整備に伴う補正を

しております。

まず、第2条の業務の予定量の病院改築事業につきましては、大島病院の建築事業費確定に伴います不用額6億480万3,000円を減額補正し、医療機械器具及び備品購入につきましては、CT購入費として2,961万円増額補正しております。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、給与改定や職員の異動、退職に伴いまして、支出合計を8,161万5,000円減額補正しております。

次に、2ページをお願いいたします。第4条の資本的収入及び支出につきましては、先ほど第2条で御説明申し上げました、大島病院の建築事業費の確定及びCTの更新整備に伴いまして、建設改良費を5億7,519万3,000円減額補正し、その財源であります企業債及び支出金を合計4億670万円減額補正しております。

次に、3ページの第5条の継続費につきましては、大島病院移転新築工事費の減額補正に伴いまして、総額及び年割額を変更しております。

第6条の企業債につきましては、第4条で御説明申し上げました建設改良費の減額補正に基づきまして、起債の限度額を2億4,480万円減額補正しております。

次に、4ページをお願いいたします。第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費でございますが、先ほど第3条で御説明申し上げました給与改定等によりまして、8,161万5,000円減額補正しております。第8条の他会計からの補助金でございますが、大島病院移転新築工事費の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を1億6,190万円減額補正しております。第9条の重要な資産の取得及び処分につきましては、大島病院のマルチスライスCTを挙げております。

附属資料としまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付しております。

なお、当年度純利益は25ページの平成22年度周防大島町公営企業局事業予定貸借対照表のとおり、2億7,511万8,000円の赤字を見込んでおります。

以上が平成22年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第1号)の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げて補足説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) 今回の補正部分、人件費にかかわる部分については、給与改定に伴う部分が25万7,000円、その他の増減分5,884万6,000円、これが補正の内容であろうかというふうに思われます。また、手当についても4,300万円で期末期勉が1,800万円で、その他分が2,500万円ということで、実際的には人勧実施に伴う部分についての給与

改定部分は25万7,000円という考え方ですよね。これは、人数は多いと思うんですが、実際的には影響額、例えば、500円レベルとか100円レベルとか、そういう数値というふうに、もっと詳しく報告を求めたいというふうに思います。

それと、その他増減分5,884万6,000円も実は大きいんです。言いますのが、実際的に、事前にも聞いて歩いたんですが、その中身をちょっと詳しく補足説明的なものが要るんじゃないかというふうに思います。例えば、育休で未払い部分が何人とか、例えば、病院別に看護師等が減になっちょる部分があるかと思えます。実際的に人勸を実施したら、逆に待遇改悪になる。そうすると、企業局の場合は特に維持していかにゃいけないのに、待遇改悪になるとますます看護師さん等集まりにくくなるという作用に直接結びつくんですよね。その辺のところに対する概念等を報告いただければというふうに思いますので、よろしく。

それと、もう一点は、最後報告された貸借対照表にかかわる部分です。先ほど企業管理者のほうで予定金額、今年度の金額が赤字分が2億7,511万8,000円という報告されました。それで、実際的には、当初と比較すると減額された、いわゆる赤字分が減額されたという考え方でよかるうかと思うんですが、それでも引き続きちょっと重たい部分ではなかるうかと思えますので、当初計画と大きく変わった部分、貸借対照表で大きく変わった部分について再度報告を求めて、3月時点と今の補正時点で大きく変わった部分について答弁を求めておきたいというふうに思います。よろしくお願いいいたします。

議長（荒川 政義君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） それでは、給与関係につきまして、まずお答えさせていただきます。

給与改定に伴う100円から500円の該当者につきましては、行政職につきましては、29名中14名、医療職1は変更ございません。医療職2、63名中13名、医療職3、142名中32名、現業職が67名中1人もおりません。以上が100円から500円ぐらいの影響を受けた職員数でございます。

それと、各給与改定につきまして25万7,000円、その他の増減分が5,800万円ということで、内訳でございますけれど、東和病院につきましては、まず6名減で3名増という形で、実質3名のマイナスということになっております。そのほかに、育休中の減額が4名おります。この中で一番大きいのが4月から篠原院長先生に御着任いただきまして、正職員での給料ということございましたけれど、一応県の医療センターを退職してこられたということで、嘱託扱いにということで報酬のほうに振り替えましたので、それが一番東和のほうでは大きいかと思っております。

続きまして、橘病院のほうでございますが、4名減で、看護師が3名、それと薬剤師というこ

とで1,400万円の減ということになっております。

大島病院につきましては、2名退職、3名採用でプラス1ということですが、こちらでも育休が4人おりまして、その関係で若干減に、人数は増えておりますけれど減っているという状況でございます。

その他、やすらぎ苑につきましては、2名退職に伴う1名補充ということで1名の減ということで280万円減ということになっております。

さざなみ苑につきましても、1人減と育休が1人おりますので、そういった形で減っております。

あと看護学校につきましては、途中から採用ということで、報酬のほうと兼ね合いがありまして減っております。

給与関係につきましては以上でございます。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） それでは、予定貸借対照表の大きく3月当初予算時と変わったところについて説明させていただきます。

まず、建物につきましては、5億9,000万円程度減額しております。これは、21年度の決算の調整分が1,368万1,000円、今回の工事費確定に伴います減額分が5億7,600万3,000円。続きまして、機械器具につきましては、21年度の決算調整分が1,320万2,000円、これは、廃棄せずに使用を継続するというのでふえております。今回の補正分のCT分2,820万円が加わって、4,140万2,000円の増となっております。

現金預金につきましては、予算書の資金計画のほうに載っておるとおりでございます。先ほどからの説明の増減が資金計画の上にあられております。

控除対象外消費税分が2,948万3,000円減額されておりますが、これも建築の不用分と今回補正分の消費税分が減額されております。補助金につきましては、今回、建築関係の支出金減額しておりますので、合併特例債分が1億6,190万円の減額と、決算調整分が800万円程度ございまして、1億5,410万円の減額となっております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 広田議員の質問の給料にかかわる部分で職員の意欲という問題でございますが、2年前に看護職員は近隣の看護職の給料等を調査いたしまして、議会にもお諮りして、手当等で調整をさせていただいた部分があり、何とか看護職員の確保という部分は、今後行っていけるのではないかと考えております。今一番問題になっておりますのが、医療職給料表に薬剤師、放射線技師等の給料その他の面での待遇が悪いという部分がございますので、

この部分につきましては、また職員等と話しているような方向性、手当とかいう方向性でまた話し合っただけで、議会にもお諮りしたいと考えておりますので、その部分での職員を確保していく部分については鋭意努力するつもりでございますので、御協力よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） ほかに。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的には、公立病院運営については非常に厳しい側面があります。実際的には、今回の補正でわかるように、今年度末がその他医業収支分含めても、2億7,500万円というたらかなり重たいんですが、それでも、私は、内部留保金を一定程度充てて、実際的には、町民と職員に還元していく以外に公営企業局の安定的運営はないという立場であります。

そこで、再度聞く点は、こうして人事院勧告を実施していくと、ますます、逆に今の時期は民間との格差が逆に広がって行って、非常に募集が難しい状況が広がっていくんじゃないかという懸念があります。この点で、公営企業局のほうの考え方を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 御指摘のように、民間格差という部分でのいろんなとらえ方はありますけども、特殊な医療職の2、医療職の3という部分については、先ほどお話ししましたような方向性で考え、また医師についてもその方向性で考えていかざるを得ない部分はあるかと考えております。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 先般の臨時議会で職員人件費の条例改正を行ったわけではありますが、そのときの議論と同じ議論だろうと思っておりますが、要するに、特に公営企業局の職員については、その人勧で今減額改定がされておることになりますと、ますます人材確保が難しいんじゃないかという御心配、御懸念であろうと思っております。そのこと自体は、私も今議員さんのおっしゃることはある程度理解できると思っておりますが、いずれにいたしましても、独自の給与体系をつくり始めるということについては、なおまだ慎重になっておかなければならないというふうに思っております。

当然、一つの自治体の中で、公営企業局は、町長部局とは若干変わりますが、しかしながら、その給与というのは職員にとってみれば、非常に基本的な問題でございますので、片方で独自給与体系をつくる、片方では人勧を入れるというようなことは非常に難しいんじゃないかと思っております。

しかしながら、今総務部長の答弁にもありましたように、いろいろなその企業局の公営企業会計上でいけば、やはりそういうことについて、職員の確保についてはやはり何らかの手を打つてもちゃんとした体制は整えなければならないということはよくわかりますので、そのことにつ

いては、先ほどありましたような看護師の確保のときのような状況も考えられると思うんですが、さらに今十分検討して、職員、特に今言う医療職の確保については、十分なことをしなければ、それは、一番公営企業局の根幹をなすのは、やっぱり医療関係職員でありますので、ぜひともその確保についてはその十分な意を払っていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第16・議案第10号

議長（荒川 政義君） 日程第16、議案第10号周防大島町CATV加入促進事業基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号周防大島町CATV加入促進事業基金条例の制定について補足説明をいたします。

現在、地上デジタル放送への移行に向け、難視聴対策及び地域情報化の推進を目的に整備中のCATVにつきましては、近々に地元説明会の開催等を予定しておりますが、加入に当たりましては、加入の条件により金額は異なりますが、相当の加入負担金が必要となります。

したがって、町民の皆さんの負担を軽減し、定住促進にも資することを目的に、加入負担金に対し一定の助成を行うこととし、その財源を確保するために、周防大島町CATV加入促進事業基金を造成することとしたものであります。

助成の内容でございますが、難視聴区域の方には国、NHKの補助金がありますのでこれに町の助成を上乘せし、5,000円で加入できるようにいたします。難視聴区域以外の皆さんには一律2万円を助成し、負担軽減を図ることといたします。

条文の内容は、第1条におきまして、CATV加入促進事業に係る経費に充てるため、周防大島町CATV加入促進事業基金を設置する旨を規定しております。

そして、第2条におきまして、積立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理について、それぞれ規定しております。第5条では、第1条に規定する事業に充てる場合に限り基金の一部または全部を予算の定めるところにより処分することができることとしております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませ

んか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的には使われる方途は決まっている内容で、軽減化対策ということのための基金造成ということではありますが、実際的に、会社が加入金を設定する場合は、県内においてもばらばらですよね。先ほど星出課長が答弁された内容は6万円何がしということを言われました。実際的に調べてみると、県内でも5万4,000円から、実際的には6,000円ぐらいまでということなのですが、今回、アイ・キャンが指定した金額は、再度聞いておきますが、最初6万円を超える金額を言われたのではないかというふうに思いますが、その辺が実際調べた金額とちょっと違うんで、再度質問しておきたいというふうに思います。それが、1点です。アイ・キャンとしての請求金額です。

それと、もう一つは、基金条例をつくる時に、とかく有利な方法で管理するということと、有価証券に充てることができるというのが、今までずっと来ちよるんですが、有価証券の定義を調べてみたら、範囲がかなり広いんです。具体的にきちっと上げちょっと上がったほうがええんじゃないかと思いますが、その点での考え方聞いておきたいというふうに思います。よろしく願います。

議長（荒川 政義君） 星出政策企画課長。

政策企画課長（星出 明君） アイ・キャンからの難視聴地区への初期導入費用は6万5,000円で提示を受けております。

議員さんが御指摘のいろんな地区のケーブルテレビの料金ですけれども、確かに5万円前後が多いんですけども、これはほかに標準工事費というのを、別にケーブル事業会社に払うようになっております。それが、2万円なり3万円なりを上乗せになっております。ですから、アイ・キャンは加入金のみだということになっております。工事費込みということで6万5,000円。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 条文の中で有価証券、これは、詳しく細かく規定しとったほうがええんじゃないかというような御指摘でございますけども、これにつきましては、基金運用につきましては、地方自治法で有価証券という表現がされておりますので、それにあわせた条文にしておるということでございます。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号周防大島町CATV加入促進事業基金条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17・議案第11号

議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第11号周防大島町外国語活動推進事業基金条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第11号周防大島町外国語活動推進事業基金条例の制定について、補足説明をいたします。

小学校学習指導要領の改訂に伴い、平成23年度から小学校におきましても外国語活動、すなわち英語の授業が開始されます。これを受けまして、本町では平成21年度からその準備に取り組み、従来の英語指導助手1名に加えまして、年間15回程度各小学校を訪問し、英語指導を行っていただく委託料を計上してまいりました。

平成23年度からの本格的な英語授業の開始に備え、将来的には英語指導助手を2名に増員することを目的に再編交付金を活用し、周防大島町外国語活動推進事業基金を造成するものであります。

条文の内容は、第1条におきまして、外国語活動推進事業に係る経費に充てるため、周防大島町外国語活動推進事業基金を設置する旨を規定しております。そして、第2条におきまして、積立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理について、それぞれ規定しております。第5条では、第1条に規定する事業に充てる場合に限り基金の一部または全部を予算の定めるところにより処分することができることとしております。

なお、この条例は公布の日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。松井岑雄議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 1つちょっと質問をさせていただきます。

外国からの日本への先生の異動ということでございますけども、今まで1名はやってらっしゃったけども、今回は国の比率が45%で、町が55%という負担率が逆じゃないかと思うんです、その辺。国は事業仕分け一生懸命やってらっしゃいますけども、先ほどの御説明では、国が45%の国庫支出であって、55%は町の一般会計からの積立金になるってお話があった。さっ

きそうじゃなかったですか。その辺ちょっともう一回教えていただけますか。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 先ほどの一般会計の補正予算での補足説明での45%と55%という数字につきましては、多分子宮頸がんのワクチン接種の負担割合の補足説明だったかと思いません。今回の基金とは関係ないかと思えます。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 大体今のお話でわかったんですけど、特に日本の国力というんですか、英語に対するのが、この間、きのうの新聞だったかな、約7位か8位ぐらいに諸外国で英語の読解力があるというのがありましたけど、やはり小中学校を基本とするこの基金条例は、国に対する補助費用等もどんどん請求してもいいんじゃないかというふうに思ってますけども、今再編交付金だけを活用して使うんじゃなくて、そういうのもどんどん教育費の一環だと思いますので、考えられることではないかなと思ってます。ぜひ財政のほうでもそういった面で頑張っしてほしいな、教育委員会もそうですけども、よろしく願いを申し上げます。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今回の基金につきまして、今いろんなそういった英語指導等々について国のほうにも要望したらいいんじゃないかというような御意見ですけれども、そもそも今本町に来ております外国語指導助手につきましても、一応交付税のほうに1名の算定はされております。しかしながら、今回再編交付金を活用いたしまして、基金を造成いたしまして、これを2名に増員しようという考えでございます。ですから、そういった面で、いろいろ外国語指導等につきましても、それなりに交付税なり等々での措置はされておるところでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第11号周防大島町外国語活動推進事業基金条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18．議案第12号

議長（荒川 政義君） 日程第 18、議案第 12 号周防大島町しまとぴあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 12 号周防大島町しまとぴあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

この条例に伴う施設は、大島地区に平成 7 年国民健康保険保健福祉総合センターとして建設され、周防大島町国民健康保険保健福祉総合センターの設置及び管理に関する条例を制定し、しまとぴあスカイセンターとして健康づくり事業、訪問看護事業、地域ケア支援事業等を実施してまいりました。

この度大島病院の新築により、訪問看護事業が大島病院へ移転いたしました。これにより保健福祉総合センターとしては、補助対象資産の目的外施設となるためこれを廃止し、新たに条例を制定するものでございます。

当施設の利用は年間延 400 以上の団体で、延べ 7,000 人以上が利用されている現状であり、このことから平成 20 年に策定された「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」により、建設後 10 年間を経過している建物は用途変更ができることとなったことに伴い、新たな条例第 2 条のとおり町民の健康保持の増進、健康推進の実践及び地域住民のコミュニティ活動の集会の用に供し、もって福祉の増進を図るためとして、貸館主体の施設に、用途変更を行い、施設を存続することとしております。

なお、この施設は国民健康保険の事業により建設した施設のため、条例案等につきましては、国保運営協議会に図り同意をいただいております。平成 23 年度からは一般会計により施設の管理運営を行う計画としております。

施設の使用料、免除規定、使用の手続き等につきましては、これまでの条例と変わりなく、気軽に利用できる施設としていただいております。

なおこの条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 本来の目的から変わるために新たに条例を設置するということですが、実際的に長い間、御承知のように、運営維持についても交付税算定されてきたと。本年度も交付税算定、特交じゃないかね。一定のあれがついておったというふうに考えます。その点で、ちょっと違っておれば、再度答弁席からお願いしたいというふうに思います。維持管理にかかわる部分で実際的に国からの一定の援助、補助という格好で私はあったというふうに考え

ておりますが、その内容についてまた報告。それで、目的外使用ということになると、今度は逆に実際的には、適化法と違ってお金は返さんでええが、いわゆる条例改正が必要という解釈になると。だから、この際、新たな使用条例をつくってやっていくんだということではありますが、今時点で、新たにその方法がないということなんですか。核となる運用がないということなのかどうか、あわせて聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 東原健康増進課長。

健康増進課長（東原 平典君） 今までこの施設につきましては、国保のほうの会計に特別調整交付金として、平成21年度では331万2,000円交付されております。平成22年度は、計画で訪問看護センターが移動するということがわかっておりましたので、途中でそれが動く場合は交付されませんので申請はしておりません。そして、今のほかに用途がないのかということではありますが、現状、使い方としては今までと変わってないということなんですが、一つ訪問看護センターの場所が空きます。それにつきましては、今のところは、健診等の受付、保健相談等を実施したいと思っておりますが、これから後、また貸館をしていただきたいというようなことがあれば、その時点で考えていきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に使っていた部分が、かつては遠隔医療で実際的には使っていた部屋を後に訪問看護として使って、それで、それぞれが一定の私は役割を果たしてきたというふうに考えております。今ここで条例変更して、新たに設置してやったら、例えばまた新たなときに一定の、逆にいえば国からの、国保のほうの会計に対する援助の再申請がほとんど不可能になるよね、今度は、申請は。もう以後については、全く今ここで条例設置してしまうと、なるんじゃないかと私は危惧はしよります。そじゃけえ、そういう立場なら、早急に手を、その目的外使用という位置づけじゃなくて、きちっと今の段階で手当てをしていったほうが私はいいような気がしております。

その点でどうしても、今時点で条例をなぜ設置しないかという点では、どうも理解に苦しんでいるというのが現状です。

再度実際的に今条例を新たに設置することのプラス・マイナスについて、執行部の認識を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 東原健康増進課長。

健康増進課長（東原 平典君） 今年度におきまして、途中で訪問看護が大島病院のほうに移りました。そのことによりまして、その建物自体はそういうことをやる施設でしたので、それをやらないと適化法によりまして返還を求められます。建設費の補助金をいただいておりますが、その返還を求められます。ですから、その施設を維持するために、今回適化法に基づいて返還をし

ないためという言葉もありまして、今回の条例改正をいたしております。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第12号周防大島町しまとびあスカイセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19・議案第13号

議長（荒川 政義君） 日程第19、議案第13号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第13号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正条例につきまして、補足説明をいたします。

現在の下水道等使用料は、平成20年4月に料金改定をいたしましたが、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び漁業集落排水事業特別会計を含めてのことですが、一般会計から多額の繰入金で収支を保っている状況でございます。

平成21年度の決算状況では、下水道等使用料を含め収入が1億625万2,000円に対し、建設途中や供用開始が間もない処理区もあるため、起債償還費や人件費を除く、維持管理費の支出が1億9,022万6,000円となっており、8,397万4,000円の歳入不足となっており、不足分を一般会計よりの繰入金で賄っております。

このような、収支状況の中、周防大島町下水道使用料検討協議会において6回にわたり慎重審議され先般答申書をいただいたところでございます。

この答申書の内容を踏まえ種々検討した結果、公共下水道事業等特別会計の健全化に向けて、この度使用料金の改定をお願いするものです。

当該特別会計は、独立採算制が原則でございますが、不足分を使用料で賄おうとすれば大幅な値上げが必要となります。しかしながら、大幅な値上げは住民生活に及ぼす影響が極めて大きい

と思われますので、改定幅を最小限にとどめたいということから約5%といたしました。

この度の改定は、第29条の料金表で、基本料金2,200円を2,310円に、超過料金については12立方メートルを超え40立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり210円を220円に、40立方メートルを超え60立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり160円を168円に、60立方メートルを超える場合、1立方メートル当たり140円を147円にそれぞれ改定しようとするものでございます。

あわせて、備考の欄に、10円未満の端数処理を規定するため、基本料金と超過料金を合算した料金に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるとともに、消費税を含むとする、項目を追加しようとするものでございます。

また、第30条は基本料金の改正に伴い、半期分の超過料金について6立方メートルを超え12立方メートル以下の場合、1立方メートル当たり183円から192円に改正し、12立方メートルを超える超過料金については第29条第1項の超過料金の規定を準用しようとするものでございます。

同じく、第30条第2項において、10円未満の端数処理について第29条第1項の備考の欄の規定を準用しようとするものです。

附則1は、施行日を平成23年4月1日とし、附則2は経過措置に係るもので、改正後の周防大島町公共下水道設置及び管理条例の規定は、この条例の施行日以後の使用水量にかかる使用料について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例によるものとするものです。

内容につきましては、別添資料に記載のとおりでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 各会計基本的には同じような内容だろうというふうに思いますが、実際的に今回赤字分の補てん8,397万円に対して、実際的にそれを抑えるために、5%の使用料を上げるというのが、提案の内容ということになるかと思うんですが、実際的にその5%分が一体幾らになるのかという点をまず聞きたいというふうに思います。

使用料5%引き上げのために、全体が幾らの金額になるのか、その分が財政力からして、今の段階で、値上げをしなければ自治体としてもたないのかどうなのか含めて答弁求めたいと思うし、実際的に、先ほど補足説明で、特別会計は独立採算が原則ですという言われ方をしましたが、実際的に、今後議論になる、過疎計画でも議論になると思いますが、実際的に周防大島町がずっと公共下水、集落排水下水、それを赤字を出さないという原則に立ったら莫大な使用料になるんじゃないかというふうに思うんです。その辺で、やっぱり私は政策的な事業をというふうに考えて、

赤字であっても一定の補てんするルールをつくっちゃったらええんじゃないかということはずっと言ってきちよるんですが、その辺で、今回値上げする5%分は幾らになるのか、それを補てんすれば値上げはしなくていいわけですから、実際的には、どうなのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 今の御質問ですが、添付資料7にございます。3会計あわせて全体的には現状の5%と計算して527万円程度増収見込みとなりますが、現状では、今の人口減と、その値上げによる使用控え等々で、現状の金額をおさえるのが精いっぱいというような状況です。まだ供用開始地区も今からありますが、その5%がその会計に及ぶ影響というのは少しまだつかんでおりません。

以上です。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今補足説明で副町長が申し上げましたのは、ごく一般的な原則論でありまして、特別会計が独立採算であるということは当然のことではありますが、しかしながら、今補足説明でも申し上げましたように、住民に非常に密着した事務事業でありますので、できるだけ急激なそういう改定は行いたくないという意味でございます。

そういうことでございまして、今、今回の改定で500万円余りということでございますから、当然これだから独立採算が保てるというようなことは全くないわけでございますが、できる限り、それに近づけるといのは当然の原則的な話でございます。そこで、一定的な補てんは必要であるということでございます。言うなれば、やはり私たちのようなこういう過疎地域、または中山間地域を抱えておる地域で集合処理をやる、下水道の場合、どうしても効率的には悪いということとは当然のことでございます。そこで、一般会計からある程度の一定的な補てんをするということになれば、やはり町民全体に下水道がまず普及しなければ、普及したとこだけに多額の補てんをかけるというのは非常にアンバランスだということにもなると思います。

そういうことからいたしましても、一定的な一般財源の補てんと、やはり余り影響のない範囲で少しずつの使用料の改定は行っていくというのは必要であろうと思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 以下、条例改正について同じような考え方ですから、ここで討論

をしておきたいというふうに思います。

皆さん方も御承知のように、今都市部と遅れたところ、それは下水処理だということで、実際的には下水処理がかなり遅れているというのは客観的事実であり、歴代町長がそれなりに一定程度ここを改善していかなければということやってきました。そしてまた、実際的な設定においても、執行部が説明してきたのは、少なくとも合併浄化槽よりは低い料金で賄っていけるんだということ説明しました。

それで、そういう立場であって、私は下水事業については賛成してきました。それはなぜかというと、実際的には、引き上げていかなければなかなか下水処理が円滑にいかないということあります。実際的に考えてもらいたいのは、特別会計が独立採算だという解釈に立てば、今から先の特会、これは私たちが想像できないような料金を認めることになるというふうに私は危惧しております。

言いますのが、後から議論になるであろう過疎計画についても、同じ選定があるというふうに考えます。今から先、かなりの下水事業をしていくときに、これは独立採算だということ住民説明会で、もし申したとしたら一体どうなるかということ、一定の町がルールをもって補てんしていくんだ、その前提も住民の皆さんに理解してもらおうと、今の段階でこれからつくる分の公共下水は皆独立採算ですよという、住民説明会で言うて果たして前進できるかどうか。そこは、やっぱり住民説明会の中でもルールあるものをきちっと説明していかんやいけんのじゃないかというふうに考えております。

そうした立場を明確にするためにも、今回の値上げ、私は同意できないというふうに思います。以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論ございませんか。安本議員。

議員（9番 安本 貞敏君） 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、賛成の立場から討論をいたします。

御承知のように、下水道特別会計及び農業集落排水事業特別会計等については、先ほどからも出てまいりましたけれど、独立採算制が原則であるにもかかわらず、毎年一般会計からの繰入金に頼っているのが現状であります。3つの下水道特別会計についてみると、赤字補てんの部分である基準外繰り入れが平成20年度で1億5,197万4,000円、平成21年度が1億6,411万9,000円、平成22年度見込みは、1億8,212万2,000円となっており、1億5,000万円以上の赤字補てんを必要としておるわけでございます。

内部経費につきましても、人件費は年々減少しておりますが、修繕等については、平成5年供用開始の片添地区を初めといたしまして、供用開始後10年以上経ている処理区域がありまして、施設の老朽化が進む可能性があるために、維持管理費が増加すると見込まれます。

平成21年度末におきます水洗化率は、公共下水道で67.9%、農業集落排水で70%、漁業集落排水で97.5%となっております。処理区域内の接続率を向上させる必要があることから、執行部のほうといたしましても、日々努力をしておられるわけでございますけれど、押し寄せる高齢化に加え、後継者の帰るあてのない高齢者の一人住まい世帯等や資金不足などの理由によりまして、早急な接続率向上が見込めないのが現状であります。使用料金改定率については、平成21年度末におけます下水道事業の普及率を見ますと36.5%であり、全町民の3分の1程度であります。その赤字補てん額を使用料金に転嫁するには影響が大き過ぎます。また、前回の料金改定率が30%と利用者に大変大きな負担となっております。したがって、今回は必要最小限度の改定率となっておりますので、やむを得ぬ対応だと私は思っております。

したがって、今回の改正について賛成をいたすものでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 次に反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第13号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。1時から再開をいたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20、議案第14号

議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第14号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第14号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正条例につきまして、補足説明をいたします。

内容につきましては、先ほどの周防大島町公共下水道設置及び管理条例の改正で説明いたしましたことと同様でございます。

第30条第1項の、料金改正内容及び備考欄の端数処理の規定についても、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の改正と同様となっています。

また、第31条第1項及び第2項の半期分の取り扱いについても、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の改正と同様となっております。

附則1は、施行日を平成23年4月1日とし、附則2は経過措置に係るもので、改正後の周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行日以後の使用水量にかかる使用料について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例によるものがございます。

内容につきましては、別添資料に記載のとおりでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第14号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21・議案第15号

議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第15号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第15号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正条例につきまして、補足説明をいたします。

内容につきましては、先ほどの周防大島町公共下水道設置及び管理条例の改正で説明いたしましたことと同様でございます。

第30条第1項の料金改正内容及び備考欄の端数処理の規定につきましても、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の改正と同様となっています。

また、第31条第1項及び第2項の半期分の取り扱いについても、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の改正と同様となっております。

附則1は、施行日を平成23年4月1日とし、附則2は経過措置に係るもので、改正後の周防大島町漁業集落排水施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行日以後の使用水量にかかる使用料について適用し、施行日前の使用料については、なお従前の例によるものがございます。

内容につきましては、別添資料に記載のとおりでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第15号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22・議案第16号

議長（荒川 政義君） 日程第22、議案第16号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第16号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更につきまして、補足説明をいたします。

平成23年4月1日より、山口県市町総合事務組合の交通災害共済事務を共同処理する団体に、萩市が加入することに伴い、共同処理する事務及び組合同規約を変更するに際して、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、協議の内容について関係地方公共団体の議会の議決を経ることとなっておりますので、地方自治法第290条の規定による議会の議決をお願いするものであり

ます。

なお、この規約は、山口県知事の許可のあった日から施行することとしております。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第16号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び山口県市町総合事務組合同規約の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第23・議案第17号

議長（荒川 政義君） 日程第23、議案第17号周防大島町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第17号周防大島町過疎地域自立促進計画の策定について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の策定に当たり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に基づき本議会の議決を求めるものでございます。

平成17年度から平成21年度までの後期対策に続き、平成27年度までの過疎地域自立促進特別措置法の失効期限延長を受け、策定するものであります。

策定に当たっては、平成17年度に策定した平成27年度までの総合計画の基本構想を基に、平成23年度から平成27年度までの後期基本計画策定と連動する形で作業を進め、事業計画といたしました。

なお、今後は地域の要望に応えながら、見直しや変更を加え、必要に応じて議会にお諮りをしていきたいと存じます。

何とぞ、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の過疎計の提案ですが、一つは、今まで合併後この間経過してきた過疎計の時点で既に計画されておったが全く手がかず、そのまま横すべりという表現はおかしいですが、後期に移動したものの、これが何件あるのかという件数です。また、当然今回新たに新規の計画、これがあるでしょうから、それぞれ新規計画は何本という格好でまず答弁のほうをお願いしたいというふうに思います。

また、今補足説明の中でそれぞれ出しておりますが、改めて皆さん方が行った区分、区分ごとの会計、当然出ておりますが、報告を求めたいというふうに思います。区分ごとの、小区分ごとの金額の累計は当然この計画書の中に出ておると思うので、その部分について報告を求めたいというふうに思います。

それと、もう一点が、今まで私自身も提起してきたわけですが、この過疎計画と限界集落体制についてやっぱり質疑をしちよかんやいけんだろうというふうに思います。といいますが、一般質問等で行ってきたわけなんです、やっぱりこの過疎計の一つの柱としては、やっぱり限界集落に対する対応、これは理念がいるというふうに思いますが、その理念が全く触れられてないんじゃないかと思いますが、その点についての考え方、この点について聞きたいというふうに思います。

それと、もう一つは、購買力動向であります。私がいつもこういう計画の中には、一つは購買力について一定のものを出しちよったほうがええんじゃないかということ言うてきました。周防大島町町民の購買力の動向なんです。それがどういうふうに推移しておるかを分析しながら、その対策を立てることも大事なんではないかというふうに考えておりますが、購買力についてはどういう位置づけにしておるのか、字句では二、三出てくると思うんですが、購買力の低下という言葉が出てくると思うんですが、実際的には購買力の推移については、やっぱりきちと推移についてとらえるし、今後の過疎計によってどういうふうに購買力、例えば、中小業者、年金者、そしてまた、その他の給与所得者等から、町は税収として入っていくわけ、一方で。それとあわせて、一方で、消費者として購買力はずっと推移していくわけなんです。そういう購買力の指数についてもやっぱり一定こういう計画をつくる時には必要ではないかと思いますが、その点についての基本的過疎計の中での位置づけがどのようにしちよるのか、それらの点についてまず聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 星出政策企画課長。

政策企画課長（星出 明君） お答えいたします。昨年度までの過疎計画との違いという御質問でしたけれども、昨年度までの過疎計画にあって、それをそのまま積み残して横すべりをさせ

たといったものについては、本数まではちょっと確認しておりませんが、久賀、大島地区の下水道の整備、あるいは町営住宅の整備等がそのまま横すべりとなっております。

新規事業として、大きなものとしては、東和病院の改築、あるいは橘斎場の増築それと、学校の校舎や体育館の耐震工事というものが含まれております。

それと、今回の過疎法での改正でソフト事業にも使えるようになりましたので、先ほどの補正予算でも御説明申し上げましたように、ケーブルテレビ等への助成ということをやっております。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 私のほうからは、先ほど限界集落について理念というふうな話でございましたが、過疎計画、合併後もそういうことで、限界集落ということではなくて、過疎地域がいかんにして振興するかということで、この過疎計画を合併以来作成し、実施し、また、今回延長ということで、27年度までやります。ですから、限界集落という文言がございますが、やはり全体的な過疎地域での浮揚振興策ということで、今回の過疎計画を作成しております。

それと、区分ごとの金額といいますのは、資料の中に22年度から27年度の事業計画、あるいは平成22年度の概算事業計画の中に盛り込まれておるものですが、そちらをごらんいただけたらと思います。

議長（荒川 政義君） 星出政策企画課長。

政策企画課長（星出 明君） 追加ですけども、限界集落の関係ですが、交通対策というところで、住民の利便性を高めるということをやっております。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 購買力についてお聞きされたんですが、購買力についての調査というのは、町のほうではちょっと詳しいことはやってないんですが、例えば、商工会とか。お店を必要とするものが町にはないとか、どういう購買力の目的が、どういう小さな商店街であるのか、例えば、シャッター通りとか、例えば魚を買うにしても地域にはないとか、そういうこともありまして、なかなか難しい問題とは思いますが。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） ルールがなかなか難しいという答弁がありましたが、実際的には、年金給与、そのほかあらわれ方はそれぞれ違いますが、それをもとに消費体系ができるわけです。それで、消費、商品、それで、物が売れる、つくった物が売れる、売れ残りが発生する。そういう格好の中で一定程度、例えば、言葉上は皆さん方がつくった過疎計画には、例えば、購買力については、外で売れよるんだという表現なんです。買い物動向等で、外に流れよるというのが、この計画の購買力の中の位置づけなんです。皆さん方がつくった部分は、ただ、購買力全般で言

うた場合は、やっぱり全体の給与の維持、それとあわせて、人口減による購買力の低下もまた起こり得るでしょう。給与の低下、年金の低下、全体として人口減による低下にあらわれるかもわかりませんが、やっぱりきちっと購買力の動向を見とくと、この書き方でいくと、具体的対策に移れん部分が発生するのではないか。やっぱり購買力より、きちっと見ることによって対策もきちっといこうし、実際的な限界集落の動向をきちっと押さえることによって、一定の計画性も広がっていくのではないかという私は概念がしちよるわけです。

単純に先ほど質問したのは、本数で質問したところではありますが、いわゆる過去の計画から新たにそのまま横すべりした計画、この本数も、実際的にはチェックしたら大分あるんじゃないかというふうに思われます。当然22年度から始まっちゃうりますので、その分を例外にしても、実際的には、はあ既にやっちゃう部分は当然ありますが、それにしても、まだ未着手があつて、そのまま未着手にはそれなりの原因があるんじゃないかというふうに思うんです。その未着手の原因を報告しながら、答弁をしてもらわんと、やっぱりそれなりに計画の充実、実際計画を立てるときには必要んじゃないか。そういう皆さん方が過疎計画を提案するとき、そういう過去の計画を分析したのかどうなのか。分析した結果、これは必要だから上げたというのと全然違うというふうに思うんです。だから、過去の計画でおとした部分は、のちよつたがおとした部分、もう既にやめましたという部分が発生しちよつたら、その部分も、皆さん方、行政の側から、議会のほうに説明してくれんにやわからんわけね、私らあじゃ。これを見ただけじゃあ。そじゃけえ、その部分をやっぱりどうなるのかというのを含めて答弁の中に入れてほしいという部分なんです。

例えば、医療の部分で新たな部分といえ、実際的には確かに東和病院の改築が新たに2カ年でやるというような内容になっちゃうと思っますが、それとは別個に過去計画しちよつたが全くおとしたもの、これは全くゼロならゼロで報告してほしいわけです、ゼロならゼロで。皆吸い上げましたというならそれでもいいわけです。計画しちよつたが、これはもうとてもじゃないが無理だということではねた部分があれば、また提案の中でしてほしいわけです。その辺をまずお願いしたいというのと。

実際的には、いやそれは議決してから残っちゃう部分ですから、それはきちっとやってほしいということと。購買力はやっぱり必要です。過疎計の中に何らかの理念で入れること、限界集落をきちっと理念の中に入れることは、私は今から先の各計画においては、やっぱりきちっと入れていくべきだというふうに考えちよるんで、その辺のところを答弁を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 物すごい基本的な話だろうと思うんですが、要するに人口減少が起こる

からこそ、この過疎計画が必要になってくるということだろうと思うんです。それで、その人口減少のもととは何かというと、先ほどから議員さんおっしゃられるように、給与が低下するとか、例えば、年金はどうか分かりませんが、そういうふうな、要するに所得が下がってきている。要するに、農業や漁業、一次産業も含めて所得が下がってくるから人口減少が起こってくる。結果的に、過疎化が進んでおる。だから、そこを何とか過疎対策をやろうということの根本的な計画だというふうに位置づけておるわけですが、その中に、当然そういうことになれば購買力が低下し、さらにまたそれが進むと限界集落が起こってくるという状況でございます。これらを包括、包含してからこの過疎計画を立てるということだろうと思うんです。だから、購買力の低下がどういうふうになってきて、どの部分がどうなっているかという個別のここに、その計画のこの中に書いてないということはあるかも知れませんが、それらは起こっているからこそ、この過疎が起こっている。さらにその過疎を何とか振興したいということでこの計画ができておるということでございますので、そのことが抜き出してここに計画が上がってないということは、たしかにそのとおりかも知れませんが、それらも包含しているということに考えていただきたいと思っております。

もう一点のこれまでの、22年までの過疎計画が今度の新しい計画にどのように引き継がれておるのかということでございますが、実は今までの計画の中でも、ずっと当初の計画からずっと変更をやって落としたり上げたり、追加したりしてやってきたわけでございます。それで、最後の計画とこの新しい計画の比較表がどうなっているのかという意味だと思っておりますが、それであれば、46ページからの資料でなんですか、参考資料のところで個別にずっと見て比較するほうが見やすいんじゃないかと思うんです。それまでの個々の計画の中では非常に包括的に大きな形になっております。言うなれば、例えば、20ページでいいますと、何とか事業って大きくりに今なっているわけです。それで、もし、比較をするということになれば、46ページからの参考資料ですか、参考資料でもってから比較表をつくらせたいと思っておりますが、言うなれば、今までの計画の最後の整理したものと、この参考資料の1ページからの比較表ということになれば、それはまた資料をつくってから御提示をさせていただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回提案する新規事業については、ここを参考資料を見たらわかるわけです。当然22年度以降新たに計画されるものと、これはもうそれぞれわかるわけなんです。計画ですから、実際的にはもうその計画で終わりますと。しかし、まだ残りますと。残った部分についてはどうしますというんが計画の段階であるのかないのか。それが実際的には部内でのこの過疎計を議会へ提出するとき、例えば、今までの分についての一定の差を出すというんですか、前進部分、マイナス部分それぞれありますから、そういう部分を部内で処理して、処理

してというのは、評価を皆さん方で一致して、それで、取り上げる取り下げるといふ議論をして、それで、おちた部分については、どこどこがどういふ理由でおちましたと、未着工ですといふのを部内でやって、それを、その内容がすべてでなくてもいいんですから、それを統括したものが議案に提案されちよるといふわけなんですよ、実際的には。ただ、私らは見るのは、この議案と参考資料だけなんです。ですから、前期と言ったらおかしいかもわかりませんが、合併後歩んできた計画と、いわゆる計画を上げちよつたがでんかった。でんかった理由は、この部分この部分がありますと。それで、新たにでんかったが新たに追加した部分がこうですと。

例えば、端的にいえば、医療部門でも、やすらぎ苑については着手がでんかったが、後半、今回の計画の中に上げましたとか、総括したものが議案に提案されちよるんじゃないかといふのが僕の質疑の対象なんですよ。その辺がわかるものがあれば示していただきたいといふのが中身です。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） 今おっしゃられたことですが、以前の合併後の過疎計画で完了したもの、完了できなかつたもの、あるいは今回の新しい過疎計画で、未完で引き継いだ、あるいは未完だったが上げなかつたとか、今回の過疎計画の新規とか、ちよつとそいつたものの一覧表をつくつて、また参考資料として提出させていただきたいと思ひます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は最終日といたします。

日程第24・議案第18号

議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第18号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第18号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定につきまして、補足説明をいたします。

公の施設の指定管理者の選定に際しましては、周防大島町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条第1項により、選定委員会を設置することとされております。

また周防大島町公の施設の指定管理者選定委員会の組織及び運営に関する要綱第3条第1項において、「選定委員会は、委員5人以内をもって組織する」とされているところであります。

そのため、選定の透明性、公正性を図る観点から、選定委員は、全て民間の有識者とし、選定

委員会では、大学教授、司法書士（書類審査の専門家）、中小企業診断士（財務の専門家）、スポーツ・レクリエーションの専門家等5名で組織していただき、それぞれ3回の選定委員会を経て、参考資料として添付している報告書のとおり、優先交渉権者の選定をいただいたところであります。

その結果を受け、選定委員会にて優先交渉権者に選定された瀬戸内海リゾート株式会社を、周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者に指定しようとするものであります。

指定期間は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間としております。

何とぞ、慎重御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今十分把握しておりません。きょう届いたわけですから、その上で質疑をします。

実際的に今回応募の数が、今ここに出ておるのは2件ということではありますが、実際的に応募した数、当初2件とは聞いてなかったと思うんですが、実際的には辞退という取り扱いだったのかどうなのか。それとも、決選的に2社が最終的に残ったということなのか、ちょっと報告を求めておきたいというふうに思います。

それと、私もともと3年よりは5年にしてないといけないよというふうに提起はしてきました。というのが、安定的経営投資という形でいえば、3年ではほとんどできんのじゃないかということとで提起をしてきましたが、その認識に立ってよいのかどうなのか、2点聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 申請書の提出は2件です。そして、指定管理の3年から5年について、5年よりもまだ長いほうがいいのじゃないかという意見もありますが、一応は5年ということで。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第18号周防大島町ながうらスポーツ滞在型施設等の指定管理者の指定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25．岩国基地関連対策特別委員会に付託中の「岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報の交換を通して、最良策を構築すべく調査研究」の期限の延期の件について

議長（荒川 政義君） 日程第25、岩国基地関連対策特別委員会に付託中の岩国基地関連の調査研究の期限の延期の件についてを議題とします。

委員長より、これまでの調査についての発言の申し出がありますので、これを許します。杉山委員長。

岩国基地関連対策特別委員長（杉山 藤雄君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

平成20年12月の第4回定例会において、本特別委員会が設置され付託された「岩国基地をめぐる諸問題に関し、関係諸団体との情報交換をするとともに、基地関連の調査研究」を行ってまいりましたので、概要を報告させていただきます。

普天間基地の移設問題、グアムへの海外移設等々米軍再編問題は本特別委員会設置当時と状況は大きく変わってまいりました。本年6月の県議会における二井知事の答弁にありますように「普天間基地移設の見通しが立たないうちに、空母艦載機の岩国移駐のみを切り離して進めることは、認められない。」「新たな訓練移転などこれ以上の負担や、普天間基地の全面返還に係る諸条件が整う前の先行移駐は認められない」等々、答弁されておりますが、状況が変われば岩国基地周辺地域の負担も大きく変わることも考えられ、余談を許さない状況になっていると思われま

す。

ただ、沖合に移設された岩国飛行場滑走路は5月末から供用開始され、それに伴う騒音は一部の地域において増加傾向となっております。

一方、民間空港再開につきましては、本年4月30日、平成24年度に開港する岩国空港の民間空港ターミナルビルを運営する「岩国空港ビル株式会社」が設立され、着実に進んでいるところでございます。

また、本年2月には、山口県と周防大島町を含む5議会の各議員連盟でつくる岩国基地問題議員連盟連絡協議会が設立されました。

最後に、愛宕山用地につきましては、9月3日、前榛葉（しんば）防衛副大臣から二井山口県知事、福田岩国市長へ用地における施設配置案が示されたところでございます。

さて昨年9月、政権が代わり、在日米軍再編の状況は流動的なものとなっております。本特別委員会の調査・研究は進めがたい中、これからも調査・研究を継続する必要があります。どうか、

この状況を御理解いただき継続調査・研究につき御配慮いただきますようお願いし、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の岩国基地関連の調査、研究については、本年12月9日までの2カ年の期限をつけましたが、同委員会から会議規則第46条第2項の規定により、引き続き平成24年11月13日まで期限を延長されたいとの要求が提出されております。

お諮りいたします。委員会の要求のとおり、期限を延期することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、岩国基地関連の調査研究についての期限延期要求については、会議規則第48条の規定により、委員会の要求のとおり、平成22年12月10日から平成24年11月13日まで期限を延期し、付託することに決定しました。

日程第26．議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の件について

議長（荒川 政義君） 日程第26、議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」の件についてを議題とします。

本件について、平野議会広報編集特別委員長の報告を求めます。平野委員長。

議会広報編集特別委員長（平野 和生君） それでは、議会広報編集特別委員長報告を申し上げます。

平成20年第4回定例会において、新たな委員が選任され付託されました「議会広報の編集・発行（年4回・定例会）」について、結果を御報告いたします。

発行回数等については、報告書のとおりであります。広報発行に当たりましての、各過程、作業内容などについて報告をさせていただきます。

平成20年12月定例会で、私たち6名が選任されて以来、各定例会の終了後直ちに、議会日より「こちら議会広報部」の編集にあたり、町の協力をいただいて各家庭に配布してまいりました。

広報発行に関して少し申し上げますと、定例会が終了後直ちに編集作業に入りますが、発行日までの期間はわずか25日程度であり、校正から印刷の所要日数を除くと12～13日でまとめなければなりません。第16号から第23号まで発行してまいりましたが、各号とも議会終了から1週間以内に午後1時から5時までかけて編集を行い、その後1週間以内に第1回の校正、5日以内に第2回の校正をし、その翌日に委員長あるいは副委員長が最終的に目を通して、誤字、脱字等を確認して発行させる運びとなります。

原稿依頼、写真撮影、レイアウト、見出し、校正とどれ一つとっても大変な作業であります。

特に、大島全土にわたっての写真撮影には、時間とガソリンがかかり頭の痛いところであります。

町民の皆さんから「議会だよりを読んでいきますよ」とか、「もっと議論の内容を知らせてほしい」とかいう声を聞きます。特に一般質問に対する関心が強いように思われます。こうした町民の皆さんの声が私たちにとって大変励みになります。字数に制限がありますので、質問項目を全部書けない場合もありますし、答弁内容は結論だけ短く書かねばならない場合もあります。原稿を書かれる方は苦勞が多いと思いますが、皆さんの思いのこもった文章が、議会と住民のパイプ役としての議会だよりになるように思われます。

昨年度、広報編集特別委員会の視察研修では福岡、北九州両市議会の議会広報誌の編集発行について研修してまいりましたが、点字広報のサービスまでしているのには、さすが大都市だと驚かされました。

先月、開催されました山口県町議会議長会主催の町議会広報研修会では、各町議会の広報誌を持ち寄って広報クリニックと題して専門家の指導をいただいたところであります。

今後、さらにこの議会広報が充実し、住民から関心を持たれ愛されるような広報づくりと発行ができることを念願して、特別委員会の報告といたします。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で平野議会広報編集特別委員長の報告を終わります。御苦勞さまでした。

議会広報編集特別委員会の期間は、本日12月9日までとなっておりますが、今後も議会広報の発行は大変重要と考えますので、引き続き、議会広報の編集発行に関する特別委員会の設置について、議員の皆様にお諮りしたいと思います。

ただいまから次の日程第27に関する資料を配布いたします。

日程第27．議会広報編集特別委員会の設置について

議長（荒川 政義君） 日程第27、議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条の規定により6人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置し、広報編集発行について、これに付託の上、期間は平成22年12月10日のあすから平成24年11月13日とし、閉会中の継続審査（調査）をすることとしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案については、6人の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置し、広報編集発行について、これに付託の上、期間は平成22年12月10日のあすから、平成24年11月13日とし、閉会中の継続審査（調査）をすることと決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時45分休憩

午後 1 時56分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました議会広報編集特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、平野和生議員、尾元武議員、魚谷洋一議員、安本貞敏議員、布村和男議員、小田貞利議員、以上 6 名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 6 名の議員を、議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま設置いたしました議会広報編集特別委員会において、任期開始があすからとなりますので、あす以降に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされ、会期最終日までに御報告願いますようお願いをいたします。

日程第 2 8 . 地域活性化特別委員会に付託中の「元気にこここで 2 1 世紀にはばたく先進の島」に向けての調査・研究の件について（委員会報告）

議長（荒川 政義君） 日程第 2 8、地域活性化特別委員会に付託中の「元気にこここで 2 1 世紀にはばたく先進の島」に向けての調査・研究の件を議題とします。

本件について、久保地域活性化特別委員長の報告を求めます。久保委員長。

地域活性化特別委員長（久保 雅己君） 地域活性化特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成 2 0 年 1 2 月の第 4 回定例会において本委員会が設置され、「元気にこここで 2 1 世紀にはばたく先進の島」に向けた調査・研究を行ってまいりました。

調査結果につきましては、お手元に配布しております報告書とあわせて概要を報告させていただきます。

種々の資料を調べますと、国内の食用農水産の生産額は生鮮品の輸入を含めて約 1 0 . 5 兆円です。生鮮農水産物で直接消費者に渡る場合もありますが、飲食費で消費する額は約 7 3 . 5 兆円に上ります。6 3 兆円が第 2 次産業、第 3 次産業で付加価値をつけた額でございます。

近年、東大名誉教授の今村奈良臣（いまむら ならおみ）先生が提唱した言葉に「第 6 次産業」があります。工賃や流通マージンなどの今まで地域外の第 2 次・第 3 次産業の事業者が得ていた付加価値を、農業者・漁業者自身が得ることによって農業・漁業を活性化させようというも

のであります。

周防大島町の農水産物を見ておりますとほとんどが生果実（なまかじつ）、鮮魚で市場等へ出荷されております。素材を提供するだけで、製造・加工の第2次産業、流通・卸・小売りの第3次産業は地域外で行われております。

7月、視察にまいりました田布施地域交流館、うずしお母さんの店の両店は出発点が違いますが、どちらも地元生産者により多くのお金が落ちる仕組みをつくっており、第6次産業化を進める中で地産地消が進んでおります。

本町におきましても、今後、農水産物直売所を核とした第6次産業の構築と地産地消の推進を押し進めていくための仕組みの構築を提言するものであります。

以上です。

議長（荒川 政義君） 以上で久保地域活性化特別委員長の報告を終わります。御苦労さまでした。

地域活性化特別委員会の期間は、平成22年12月9日までとなっておりますが、今後も地域活性化のための調査研究は大変重要なことと思います。これまでよりももう少し絞っての調査・研究が必要かもしれません。これらを含め、改めて設置について議員の皆様方にお諮りをいたしたいと思っております。

ただいまから次の日程第29に関する資料を配布いたします。

日程第29 地域活性化特別委員会の設置について

議長（荒川 政義君） 日程第29、地域活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本案については、お手元に配布のとおり、委員会条例第5条の規定により、7人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、「大島大橋を活かした地域活性化」に向けての調査・研究についてをこれに付託の上、期間は平成22年12月10日のあすから平成24年11月13日までの期間とし、閉会中の継続審査（調査）とすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本案について、7人の委員で構成する地域活性化特別委員会を設置し、「大島大橋を活かした地域活性化」に向けての調査・研究について、これを付託の上、期間は平成22年12月10日のあすから平成24年11月13日までの期間とし、閉会中の継続審査（調査）をすることに決定しました。

暫時休憩をします。

午後2時03分休憩

.....
午後 2 時10分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま設置されました地域活性化特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、平野和生議員、魚原満晴議員、今元直寛議員、安本貞敏議員、尾元武議員、魚谷洋一議員、小田貞利議員、以上、7 名を指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました 7 名の議員を、地域活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま設置いたしました地域活性化特別委員会においては、任期期間があすからとなりますので、あす以降に委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をされ、会期最終日までに御報告願いますようお願いをいたします。

. .

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会します。

次の会議は、12月16日木曜日、午前9時30分から開きます。

午後 2 時11分散会